

面会・文通の制限

死刑囚との交流はどのように？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

死刑囚と支援者の交流の姿が、しばしば映画やテレビドラマで取り上げられます。最近でも『真幸くあらば』という作品が封切られています。実際には、どのような交流がなされているのでしょうか。

☆☆☆

死刑囚の中には、死刑判決を受けたあと控訴や上告をして、高裁や最高裁で裁判中の人たち（未決囚）と、裁判で死刑が確定して死（執行）を待つ人たち（確定囚）がいます。

日本に死刑確定囚は100人余り、未決の人は50人余りいます。そして最大の拘置所である東京拘置所では、それぞれ、その半数ほどの人が生活しています。

以前は死刑が確定すると、親族以外との交流は一切禁じられてしまいました。しかも、実の家族とは疎遠になっている場合が多く、支援者や友人が、養子縁組したり結婚することによって、獄外との交流をなんとか維持することが少なくありませんでした。

2007年6月から施行された被収容者処遇法（改正監獄法）によって、支援者として、友人としての面会・文通（外部交通といいます）がやっと認められるようになったのです。しかし、それも、死刑確定囚本人から申請のあった人の中からせいぜい3人程度に限られていました。東京拘置所では、その人数が最近になってようやく5人程度までに広がりつつあります。

未決囚の場合は、基本的には誰とでも面会・文通が認められます。東京拘置所の場合、平日は毎日1回の面会ができ、3人まで一緒に会うことができますが、誰かが先に面会していたりすると、もう、その日は会えません。とはいえ、毎日のように面会のある人はごく限られた恵まれた人といえます。普通は、家族でさえそうそう面会に来られるわけではなく、弁護士以外との面会はしたことがないというような人も少なくありません。

☆☆☆

1月4日、東京拘置所の年始の面会受付窓口には「本日の面会時間 未決8分」と張り出されていました。仕事を休んで、何時間もかけて電車を乗り継いで、やっと実現した面会も、8分で打ち切られてしまうのです。待合室では、その短さを嘆く声がよく聞かれます。

実は、新しい法律に基づく省令では、面会時間は最低でも30分と定められているのです。ところが、そこに抜け道があって、面会室の数などの事情で「やむを得ない」とときには、「5分を下回らない範囲」に短縮できるとされたため、5分～10分の運用が常態化しているのです。

そして、こうした外部交通の制限を最も厳しく受けているのが死刑確定囚の処遇なのです。

法務省や各施設はいったい何を守ろうとしているのでしょうか……。